

# 所沢市保健所設置基本計画策定支援業務委託仕様書

## 1.業務名

所沢市保健所設置基本計画策定支援業務委託

## 2.業務の目的

本市における地域の保健衛生対策を推進するとともに、保健・医療・福祉の連携拠点として、市民の健康と安全を守るため、令和12年4月に所沢市保健所(以下「保健所」という。)の設置を予定している。

本業務は、保健所設置の基本的事項を定める「所沢市保健所設置基本計画(以下「基本計画」という。)」の策定にあたり、保健所の整備に関する調査を実施するとともに、専門家や市民等の意見を踏まえた上で課題を整理・分析し、基本計画の検討を行う必要があることから、これらの業務を適正かつ円滑に進めるため、一連の業務の支援を委託するものである。

## 3.履行期間

契約締結日から令和7年11月28日(金)

## 4.建設予定地の概要

予 定 地 生涯学習推進センターグラウンド  
所 在 地 所沢市並木六丁目4番地の1の一部  
敷地面積 約 8,000 平方メートル  
用途地域 市街化調整区域  
用 途 無指定  
形態規制 B 地区

## 5.業務内容

### (1)基本計画検討業務の支援

- ①保健所の業務等に関する次の項目について、調査及び課題等の整理・分析を行う。
  - ア 必要な職種等(職名、設置根拠、資格、業務の内容等)
  - イ 対人保健サービス・対物保健サービス、生活環境、動物愛護等の概要(他市保健所の実施状況、所沢市における実施手法等の検討含む)
  - ウ 各種検査(項目、検査の内容、必要機器、頻度、留意事項等)
  - エ 附属施設・関連施設(他市保健所の設置状況、所沢市における設置検討等)
  - オ 緊急時対応・危機管理体制(パンデミック、地震等災害時の事例検討等)
- ②保健所を設置する際に、保健所機能以外に、所沢市保健センター機能の一体的な整備について、次の項目から勘案したメリット・デメリットを整理・分析する。
  - ア 制度面(関係法令、中核市移行に伴う手続き等)
  - イ 人材面(専門職員の確保・資質の向上等)
  - ウ 業務面(国・県との連携、緊急時対応・危機管理体制等)
  - エ 施設面(整備手法等)
  - オ 財政面(費用対効果等)

- ③上記①、②及び埼玉県、類似都市の事例等を基に、設計条件等の与条件の整理、インフラの状況調査などの確認検証を行った上で、各種サービス及び検査等を行うために必要な施設規模(諸室、面積等)及び必要な設備、機能のゾーニング・導線計画の検討を行う。
- ④上記③を踏まえ、「第6次所沢市総合計画」、「第2次所沢市保健医療計画」等と整合を図り、保健所設置の基本理念をまとめ、施設整備目標及び目標実現の基本方針を検討する。
- ⑤上記①から④の検討結果等を踏まえ、建物や駐車場の配置、交通導線等を検討し、施設イメージ(平面プラン・エレベーションイメージプラン)を提案する。
- ⑥上記⑤を踏まえ、概算事業費(イニシャルコスト、ランニングコスト)を算出するとともに、「所沢市PFI導入ガイドライン」に準拠し、VFM等の根拠に基づいた建設手法の検討を実施する。
- ⑦設計、建設段階を含めた施設運営開始までのスケジュールと課題を整理し、決定すべき事項の整理・助言等を行う。
- ⑧別紙「所沢市保健所設置概要」を参照の上、上記①から⑦までの内容を整理した基本計画(案)を作成する。

## (2)保健所設置検討委員会の運営支援

専門家や市民等で構成する検討委員会の開催(4回程度)にあたり、調査及び審議に必要なとなる資料の作成、検討委員会への参加・運営支援、会議録の作成等を行う。

## (3)庁内検討に係る会議等の運営支援

庁内の会議の開催(4回程度)にあたり、検討に必要なとなる資料の作成、会議への参加・運営支援、会議録の作成等を行う。また、市の担当者による検討にあたり、必要となる資料の作成、施策や各種事業の立案に係る技術的な支援・助言等を行う。

## (4)パブリックコメントの実施支援

基本計画(案)のパブリックコメント手続(1回)に必要なとなる資料の作成、寄せられた意見を電子データ化し、分類・集計のうえ概要を作成する。

## (5)基本計画策定過程における市民への周知の支援

基本計画の策定過程において、市民と情報を共有できるようにするための周知の支援を行う。

## (6)業務報告書の作成

(1)から(5)の調査・検討等を取りまとめた業務報告書を作成する。

## 6. 成果品

- (1)保健所設置基本計画(案) 3部
- (2)業務報告書 3部
- (3)電子データ 一式
- (4)その他所沢市が指示するもの

## 7. その他

(1)契約後、直ちに、所沢市と納期等のスケジュールを協議し、期限を厳守すること。

また、協議後すみやかに業務実施計画書、工程表、現場責任者等を所沢市に提出し、承諾を

得ること。なお、これを変更する場合も同様とする。

- (2) 契約書、仕様書に定めのない事項は、所沢市と協議により定める。
- (3) 業務実施計画に基づき、業務の進捗状況について、随時、所沢市に報告し、適切な工程管理に努めなければならない。
- (4) 本業務の円滑な進捗及び成果品の品質向上を図るため、所沢市と十分に打合せを行うとともに、打合せ実施後、速やかに会議録を作成の上、所沢市の承認を得なければならない。
- (5) 本業務に必要な資料は、受注者が収集作業を行うものとする。また、これらの資料内容及び調査の成果は、所沢市の許可なく外部に漏らしてはならない。なお、所沢市からの提供資料についての破損、紛失などの重大な過失が生じた場合は、受注者がその責任を負うものとする。
- (6) 成果品の作成において、報告書(案)等を進捗状況に応じ所沢市に提出し、内容について承諾を得なければならない。提出においては総括責任者を含めた3者以上が内容を確認し、誤字・脱字等のないように努め、確認した者の印を押印して提出しなければならない。
- (7) 基本計画(案)の策定に当たっては、「第3期所沢市環境基本計画(所沢市マチごとエコタウン推進計画中間改定版)」に基づき、ゼロカーボンシティ所沢の実現に配慮しなければならない。
- (8) 基本計画(案)の策定に当たっては、所沢市が掲げる「所沢市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に配慮しなければならない。